

Let's 農業

第24号

目 次

項 目

- | | |
|------|-------------------------------------|
| 1～4面 | 平成18年度 関東農政局
国営土地改良事業地区営農推進功労者表彰 |
| 5面 | 土地改良事業地区営農推進優良事例表彰 |
| 6～7面 | 農地・水・環境保全向上対策について |
| 8～9面 | 営農推進講演会の概要 |
| 10面 | 田んぼみらいフォーラム |
| 11面 | 花と農産物の清南大地食の祭典 |
| 12面 | 営農推進ホームページ紹介 |



平成18年度 関東農政局 国営土地改良事業地区 営農推進功労者表彰

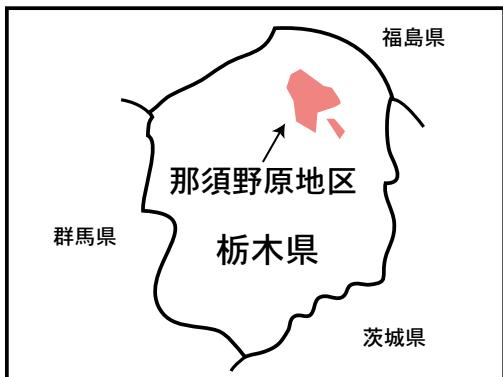
平成18年度の関東農政局国営土地改良事業地区営農推進功労者として、ふるさと・にしなす産直会（那須野原地区/栃木県）、柴田忠雄氏（大里地区/埼玉県）、農業生産法人佐束ファーム（大井川用水地区/静岡県）が関東農政局長賞を受賞し、表彰式が、関係者出席のもと平成19年2月1日（木）に、さいたま新都心合同庁舎で開催されました。

ふるさと・にしなす産直会（栃木県）、柴田忠雄氏（埼玉県）、農業生産法人佐束ファーム（静岡県）が受賞



受賞者の功績概要

“那須野ヶ原用水を活用した産地直売による新たな販路開拓”



事業を契機に産地直売組織を設立

国営那須野原地区(S42～H7)は、栃木県の北東部に位置し、那珂川と篠側に囲まれた那須野ヶ原扇状地に広がる受益面積4,329haの農業地帯です。

事業の実施により、米麦中心の農業経営に野菜等の栽培が加わり、畑作物を加えた複合経営が行われるようになったことを契機として、「那須野ヶ原用水のきれいな水で栽培した安心で新鮮な農産物の地産地消」を旗印に、受益農家を中心とする75名の農家が「ふるさと・にしなす産直会」を設立しました。



産地直売として新たな販売ルートを開拓

「那須野ヶ原用水のきれいな水で栽培した安心で新鮮な農産物の地産地消」を旗印に、産地直売所や農村レストラン、アンテナショップを開設し、積極的に販路を開拓した結果、参加農家の農業経営の改善が図られました。

また、産地直売活動に伴い新たに雇用が創出されるなど、地域の活性化にも貢献しています。



ふるさと・にしなす産直会

【栃木県那須塩原市】

受賞理由

- ① 産地直売として新たな販売ルートを開拓
- ② 産地直売用作物生産体系の確立
- ③ 那須野ヶ原用水のPR、食育の推進

産地直売用作物生産体系の確立

産直会内部に設置された「生産販売委員会」において、参加農家間の土地利用・作物体系を調整しています。この結果、常時50種類以上、年間200種類以上の野菜、花き等の販売を手がけるなど、安定した生産・販売体制を確立しています。

那須野ヶ原用水のPR、食育の推進

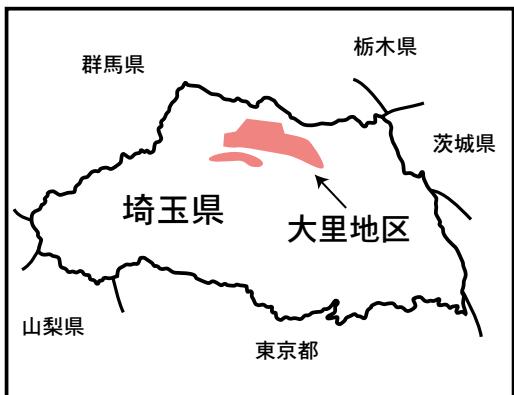
直売所脇の水路に設置された水車で地元産そばを石臼挽きし、併設する農村レストランで「疎水蕎麦」として提供しています。また、水車を消費者との交流を図る場としても活用するなど、那須野ヶ原用水のPRに貢献しています。

さらに、次世代の地域農業を担う後継者を育成する観点から、小学生の課外授業、中学生の就業体験、農業高校生への就農体験などに積極的に協力し、地域農業への理解の醸成に取り組むとともに、食育の推進にも貢献しています。



国営事業により整備された基盤を有効活用したこれらの取組により、参加農家の農業所得の拡大や安定的な経営体の育成及び国営那須野原地区の営農推進に貢献しています。

“地域リーダーとして地域農業を牽引”



柴田忠雄

【埼玉県熊谷市（旧江南町）】

受賞理由

- ① 土地利用集積及び集落営農組織の設立
- ② ブルーベリーの新規導入、販路の開拓・拡大
- ③ 加工等地域連携による地域活性化

取組の概要

国営大里地区（H6～18）は、埼玉県北部の荒川中流域に展開する受益面積3,820haの農業地帯です。

柴田氏は、事業実施によって、安定した用水の確保と水管理労力の省力化が図られたことを契機に新たな作物の導入や集団転作による効率的な水田農業経営を実践してきました。

また、地域において、上新田地域営農集団長、集落営農組織「御正営農組合」の設立準備委員、江南町ブルーベリーサンプル生産組合長としても活躍されてこられました。



ブルーベリーの新規導入

農家所得の向上を図るため、地域で最も早くブルーベリーを導入して、農薬や化学肥料を使用しない栽培技術を確立しました。この取組により埼玉県特別栽培農産物認証制度に基づく認証を取得し、「江南ブルーベリー」としてブランド化が図られ、有利に販売されています。



土地利用集積及び集落営農組織の設立

上新田地域の土地利用集積を行い、麦・大豆を積極的に推進したブロックローテーション方式を導入することによって効率的な水田農業経営を確立しました。

また、周辺集落を包括した集落営農組織「御正営農組合」の設立においても設立準備委員会の委員として、地域の農家のまとめ役になるなど中心的な役割を果たしました。



ブルーベリーの販路の開拓と地域連携

ブルーベリーサンプル生産組合長に就任した柴田氏は、生産した江南ブルーベリーを生食用として百貨店やJA直売所に出荷し、加工品原料として酒造会社、農産物加工所にも出荷するなど販路を開拓しました。

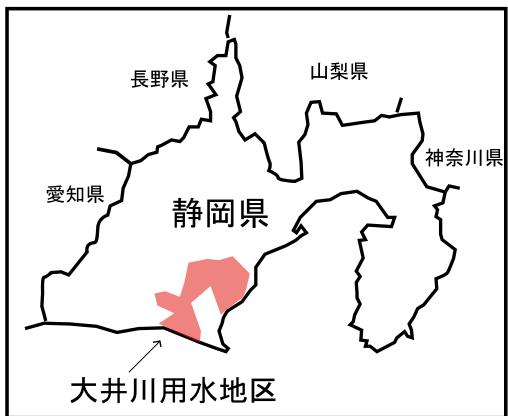
また、H18年度から埼玉高速鉄道株式会社と提携し、江南ブルーベリーの通信販売を開始するなど積極的に組合員の所得向上に取組んでいます。



これらの取組を通じて、地域の農家からも高い評価と信頼を得ており、地域を牽引するリーダーとして地域農業の発展に貢献しています。

また、大里用水土地改良区理事長としても地域をまとめ、事業の推進役を担ってきました。

“土地利用集積による効率的な水田農業の確立”



農業生産法人佐束ファーム 【静岡県掛川市】

受賞理由

- ① 土地利用集積による効率的な水田農業の確立
- ② 高収益作物の新規導入
- ③ 耕畜連携及び地産地消の取組

地域農業を担う農業生産法人の設立

国営大井川用水地区（H11～20）は、静岡県のほぼ中央に位置する大井川や菊川により形成された扇状地に広がる農業地帯です。

事業によって、将来に亘る安定した用水の確保と水管理の省力化が可能となることを契機に、地域農業の担い手として魅力ある農業経営の確立と地域に貢献できる農業生産法人を目指して、平成12年3月に「農業生産法人佐束ファーム」が設立されました。



土地利用集積による効率的な水田農業の確立

佐束ファームは、集落の水田のほとんどと周辺集落の水田を利用集積（合計53.8ha）するとともに、水稻栽培の基幹3作業や水稻育苗作業を請け負うなど地域農業の担い手として活躍しています。

大型機械や近傍の集落営農組織と連携した無人ヘリコプター防除を導入し、水稻作業時間は県大規模水田経営の半分以下の水準を達成し、効率的な水田農業を展開しています。



施設トマトの新規導入

施設トマトを新たに導入し、大井川用水を利用した自動かん水・施肥・防除、温度管理などを行う養液栽培システムにより収益性の高い経営を確立しています。

また、労働力は、地域の幼児を持つ母親を優先的に雇用しており、女性が安定して働く場を提供することで地域社会へも貢献しています。

耕畜連携及び地産地消の取組

家畜飼料として稻ワラを積極的に回収し、畜産農家へ供給するなど耕畜連携の取組を行っています。

また、低温保管庫において粉の状態で低温保管された米は、食味が長期間低下しないため、「新鮮でおいしい地域の米」として、地域住民から高い評価を得ており、贈答品としても取引が多く、現在では、生産量の約3分の2が直接販売されています。



国営大井川用水を有効活用した佐束ファームの経営は、周辺地域の模範となっており、多くの視察者を受け入れています。

また、近傍の集落において佐束ファームを参考に地域農業の担い手組織を立ち上げようとする動きも始めており、関係者へのアドバイスも行っています。

このように、これまでの成果を広く波及させることで国営大井川用水地区の推進に貢献しています。

全国表彰

土地改良事業地区営農推進優良事例表彰 受賞団体の概要

平成18年12月6日(木)、砂防会館(東京都千代田区)において、農林水産省及び全国土地改良事業団体連合会の主催により「平成18年度土地改良事業地区営農推進優良事例表彰」の表彰式が開催されました。

関東農政局管内では、国営霞ヶ浦用水地区の借宿生子地区県営畠地帯総合整備事業推進協議会(茨城県坂東市)が農村振興局長賞を受賞しましたので、その取組内容を紹介します。

農村振興局長賞

部門：受益農家集団の部

国営地区名：霞ヶ浦用水地区

表彰団体名：借宿生子地区県営畠地帯
総合整備事業推進協議会



取組の概要

国営かんがい排水事業「霞ヶ浦用水地区」は、茨城県の西南部に位置し、下妻市外12市町からなり、レタス・ねぎ・はくさいなどの野菜や果樹、花きなどを栽培している県下最大の園芸産地を形成する地域です。

本地区は、水源に乏しく天水に依存した不安定な営農を余儀なくされていたことから、国営霞ヶ浦用水農業水利事業(H9～H20)及び県営畠総事業の実施により、安定した用水と排水性の高いほ場が整備され、天候に左右されない安定的な営農が展開されています。

○畠地かんがい営農定着のための取組

当協議会では、事業による通水前から暫定水源(井戸)により畠かん技術の早期習得に努め、平成15年度に一部着水してからは、直ちに霞ヶ浦用水を利用した営農への転換を開始し、現在では、畠総事業地区内の98%で畠かん営農が展開され、天候に左右されない露地野菜栽培が可能となりました。

○畠地かんがい導入により

- ・夏ねぎや秋冬レタスの収量が約1.2倍に増加
- ・ねぎでは上位規格品率が2.3倍に増加
- ・春はくさいでは適切なかん水と新品種の導入によって、生理障害を回避し、高品質はくさいの安定生産体制を確立
- ・かん水チューブの利用により、かん水時間が従来の手かん水から88%縮減
- ・水封マルチを導入した栽培では、各ほ場に給水栓が設置されたことにより、水封マルチの設置作業時間は、40%縮減

○ほ場整備により

ほ場が大区画化されたことにより、農地集積が進み、担い手の経営面積は、事業実施以前の約1.3倍に拡大



このように、当協議会は整備された基盤を活用した畠地かんがい営農を展開し、レタス、ねぎ等の収量・品質の向上、新品種の導入、経営規模の拡大等により高生産性畠作経営を確立しています。現在では、協議会員の中から、県の畠地かんがい先駆的実践者「畠かんマイスター」に任命される農家も現れるようになり、周辺農家の畠かん技術の普及にも努めています。

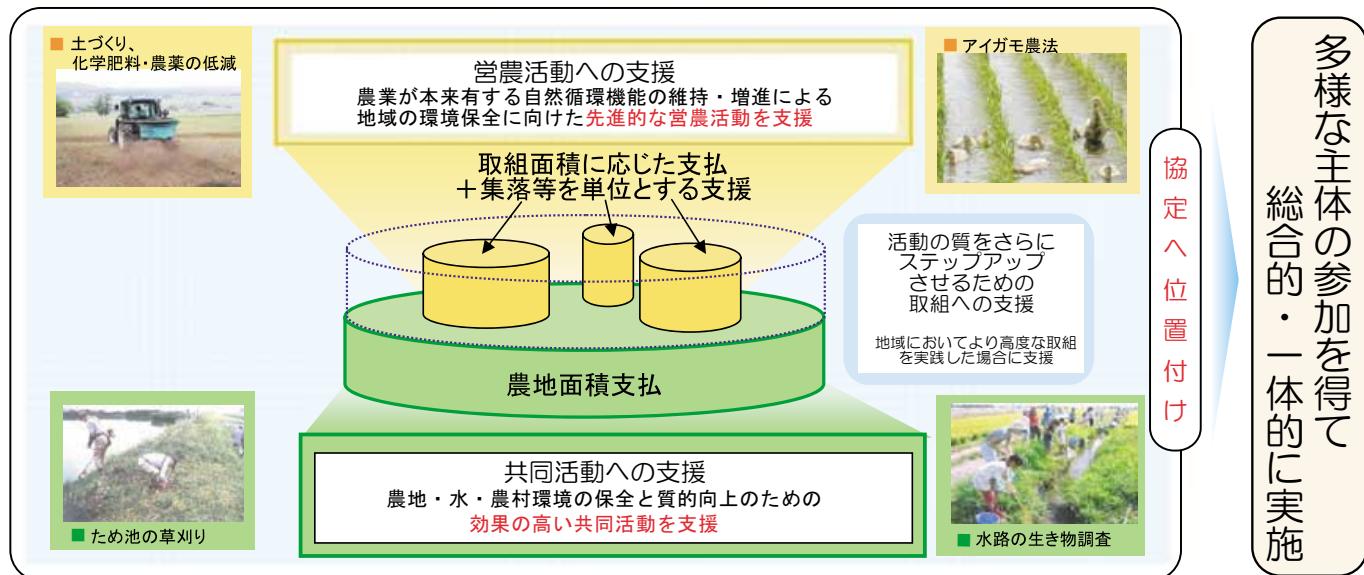
これらの当協議会の取組は、先進的な畠地かん営農の優良事例として、県内各地域からの現地視察者を数多く受け入れることで霞ヶ浦用水地区における新たな畠地帯総合整備事業地区の掘り起こしや営農推進活動の活性化に大きな影響を与えています。

農地・水・環境保全向上対策について

地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する「農地・水・環境保全向上対策」が平成19年4月から始まることとなり、各地で取り組みの準備が進められているところです。

本対策のあらましとポイントを紹介します。

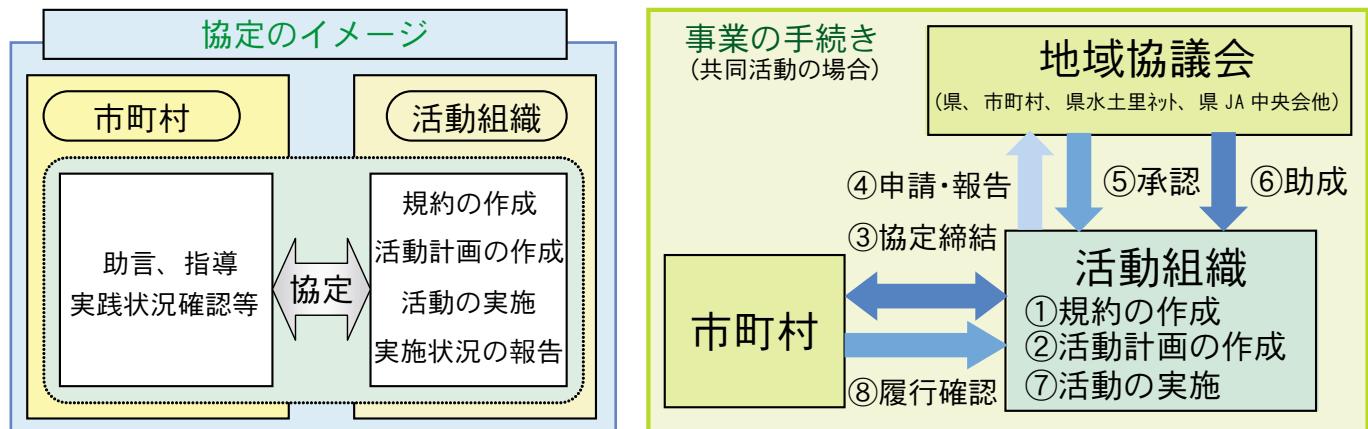
【施策の枠組み】



【支援水準】

支援の要件と支援水準の基礎		支 援 の 水 準																															
誘導部分	活動指針	支援の要件＝効果の高い取組																															
	農地・水向上 (施設の長寿命化など)	活動指針に列挙した活動のうち、 基準以上の活動項目数 を実施	選択的必須要件																														
	農村環境向上 (生態系、景観など)	活動指針に列挙した活動のうち、 基準以上の活動項目数 を実施																															
基礎部分	資源の適切な保全管理	全ての活動項目 を実施	必須要件																														
支援単価は、農地・水を保全する必須の活動量を基礎に算出																																	
○共同活動への支援 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10a当たり単価 (国の支援分)</th> <th>10a当たり単価 (国と地方の合計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水田</td> <td>2,200円 /10a</td> <td>4,400円 /10a</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>1,400円 /10a</td> <td>2,800円 /10a</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>200円 /10a</td> <td>400円 /10a</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地方負担は国と同額を期待（地方単独事業）</p>					10a当たり単価 (国の支援分)	10a当たり単価 (国と地方の合計)	水田	2,200円 /10a	4,400円 /10a	畑	1,400円 /10a	2,800円 /10a	草地	200円 /10a	400円 /10a																		
	10a当たり単価 (国の支援分)	10a当たり単価 (国と地方の合計)																															
水田	2,200円 /10a	4,400円 /10a																															
畑	1,400円 /10a	2,800円 /10a																															
草地	200円 /10a	400円 /10a																															
○営農活動への支援 <table border="1"> <thead> <tr> <th>作物区分</th> <th>10a当たり単価 (国の支援分)</th> <th>10a当たり単価 (国と地方の合計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水稻</td> <td>3,000円／10a</td> <td>6,000円／10a</td> </tr> <tr> <td>麦・豆類</td> <td>1,500円／10a</td> <td>3,000円／10a</td> </tr> <tr> <td>いも・根菜類</td> <td>3,000円／10a</td> <td>6,000円／10a</td> </tr> <tr> <td>葉茎菜類</td> <td>5,000円／10a</td> <td>10,000円／10a</td> </tr> <tr> <td>果菜類・果実の野菜</td> <td>9,000円／10a</td> <td>18,000円／10a</td> </tr> <tr> <td>施設で生産されるトマト、きゅうり、 なす、ピーマン、いちご</td> <td>20,000円／10a</td> <td>40,000円／10a</td> </tr> <tr> <td>果樹・茶</td> <td>6,000円／10a</td> <td>12,000円／10a</td> </tr> <tr> <td>花き</td> <td>5,000円／10a</td> <td>10,000円／10a</td> </tr> <tr> <td>上記区分に該当しない作物</td> <td>1,500円／10a</td> <td>3,000円／10a</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地方負担は国と同額を期待（地方単独事業）</p>				作物区分	10a当たり単価 (国の支援分)	10a当たり単価 (国と地方の合計)	水稻	3,000円／10a	6,000円／10a	麦・豆類	1,500円／10a	3,000円／10a	いも・根菜類	3,000円／10a	6,000円／10a	葉茎菜類	5,000円／10a	10,000円／10a	果菜類・果実の野菜	9,000円／10a	18,000円／10a	施設で生産されるトマト、きゅうり、 なす、ピーマン、いちご	20,000円／10a	40,000円／10a	果樹・茶	6,000円／10a	12,000円／10a	花き	5,000円／10a	10,000円／10a	上記区分に該当しない作物	1,500円／10a	3,000円／10a
作物区分	10a当たり単価 (国の支援分)	10a当たり単価 (国と地方の合計)																															
水稻	3,000円／10a	6,000円／10a																															
麦・豆類	1,500円／10a	3,000円／10a																															
いも・根菜類	3,000円／10a	6,000円／10a																															
葉茎菜類	5,000円／10a	10,000円／10a																															
果菜類・果実の野菜	9,000円／10a	18,000円／10a																															
施設で生産されるトマト、きゅうり、 なす、ピーマン、いちご	20,000円／10a	40,000円／10a																															
果樹・茶	6,000円／10a	12,000円／10a																															
花き	5,000円／10a	10,000円／10a																															
上記区分に該当しない作物	1,500円／10a	3,000円／10a																															

【協定等の手続き】



【施策のポイント】

○活動組織の設立

支援をうけるためには活動組織を作る必要があります。また、この活動組織には、農業者以外の人（組織）が必ず参加する必要があります。

なお、活動実施地域は、集落単位、水系単位、ほ場整備などの事業実施単位など、地域の実情に応じて設定することが可能です。

○活動組織における資金管理制度

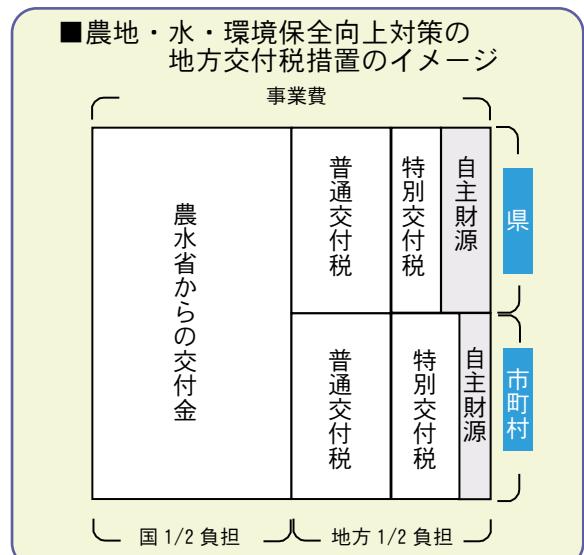
活動組織は、市町村と結ぶ協定の期間（5ヵ年）において実際の資金需要を踏まえ交付額を執行し、年度末に未執行額が発生した場合、翌年度以降に執行できる、柔軟な予算執行が可能となっております。

○本対策に係る地方財政措置

地方公共団体が本対策に支援を行う場合に要する経費については、国の支援額と同規模の地方財政措置が講じられることとなりました。（※注：地方財政計画の歳出に本対策に係る国の支出額である286億円と同額を計上するとの趣旨）

農地・水・環境保全向上対策に係る地方公共団体の負担について、普通交付税で2分の1を算定し、残余について市町村では7割、都道府県では5割を特別交付税で措置します。

なお、普通交付税の算定に当たって、各地方公共団体の田、畑、草地の面積で密度補正を行います。



本対策に係る最新情報、各種リーフレット、パンフレットは農林水産省ホームページに掲載されていますので、参考としてご活用下さい。

営農推進講演会の概要

平成18年9月7日、さいたま新都心合同庁舎2号館において、「営農推進講演会」を開催しました。以下はその講演概要をまとめたものです。

輸入野菜の動向と国内産地の対応について

講師 加藤 宏一

東京青果株式会社 営業情報管理課課長補佐



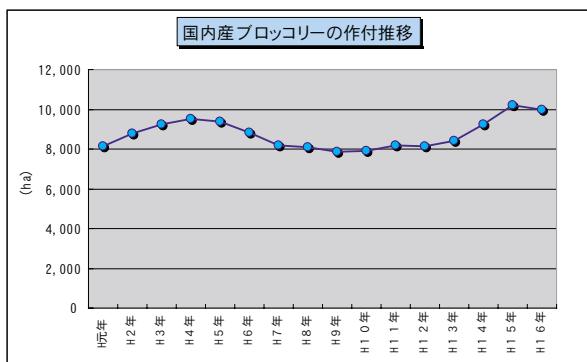
国内産野菜と外国産野菜の現状

我が国の野菜市場は外国産の安価な農産物の大量輸入により、国内の野菜産地に大きなダメージをもたらし、深刻な問題が発生していました。

しかし、市場は国内の野菜産地を立ち上がらせるため、高品質でこだわりの野菜生産を農家に呼びかけ、外国産の野菜より国内産の野菜は圧倒的に優れていることを証明することで外国産と国内産の野菜市場の棲み分けができてきました。

現在では消費者の国内産の高品質野菜に対する関心がかなり高くなっています。

例えば、ブロッコリーでは、夏季の国内産の品質が不安定で6~9月までは米国産の品質が優れています。しかし、国産優良品種の登場により、生産が安定し、品質も良く、米国産より大振りで1ピース200円以上でも売れるため、作付面積が年々増加しております。



また、ねぎについては、安価な中国産の輸入によってコスト削減で対応せざるを得ない状況になってきました。その対応策として、太さが均一で肥大が良い国産の優良品種を導入しました。埼玉県では、平地育苗（機械で定植）が一般化するようになって省力化が図られただけでなく、気象災害にも強い結果も得られました。このように新品種と技術革新を行うことで中国産とコスト面でも本格的に競合できる体制になりました。

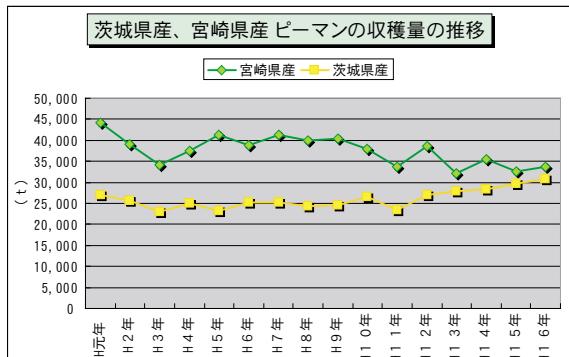


関東産野菜の巻き返し

平成10年までは西南暖地（西日本）の野菜産地のまとまりが良く、京浜市場でのマーケティングの成功もあり、西南暖地産野菜は高い評価を得ていました。

しかし、地球温暖化による気象災害の影響で西日本の野菜産地の生産量が減少し、東京市場でも伸び悩んでいます。

関東の場合には利根川流域に重要な野菜産地（千葉みどり、なめがた、ひびき野、群馬みどり、小山）が集中しています。これは、野菜生産にも水利整備が重要であり、西日本の生産力が減少傾向にあるのは、水利状況が悪いからではないかと考えます。水利整備は必要不可欠と言えるでしょう。



農業用水が支える牧之原台地の日本一の茶園

講師 坂本 昌広

牧之原畠地総合整備土地改良区管理課長



牧之原地域の概要

牧之原地区は、静岡県のほぼ中心に位置する大井川下流の右岸に小高く連続して広がる広大な洪積台地で、日本一の茶の集団栽培地として知られています。

牧之原台地における茶園開発は明治以降のことであり、それまでの牧之原台地は、「礎確不毛水路ニ乏シク民捨テ顧ミザルコト数百年」（荒れ果てた土地で、水路も少なく民は捨てて数百年に及んでいる）と言われるほどの土地でした。

当時、旧徳川藩主の護衛を行っていた「新番組」を中心になって開墾が行われ、後に大井川の川越人足や地元農家も開墾に加わり、大正初期頃までに牧之原台地が開拓されました。

牧之原台地の基盤整備

牧之原台地は、温暖な海洋性気候と平坦な地形などの条件に恵まれ、お茶の栽培には適していたが、台地であるため水源がなく天候に左右される不安定な農業経営を余儀なくされていた。

しかし、昭和53年から始められた国営農業水利事業と、附帯関連事業の実施によって、スプリンクラーによるかん水、凍霜害の防止、病害虫の防除などの水利用を基本とした生産活動が展開されたことで、収量の増加、品質の向上、省力化による生産性の向上等が図られ、現在では、日本一の茶産地となり、牧之原台地の一面に広がる“美しい茶園景観”が形成されています。



茶業を取り巻く状況

茶生産をめぐる状況は、近年のドリンク茶の急激な需要と安全性の面で国内産の原料の価格が大幅に改善されたことで、一時的に好調でしたが、収入の7割を占めていた一番茶価格が伸び悩んでおり、不安定な状況が続いている。

ドリンク飲料は1兆円産業に発展するとの予測もあり、今後も茶の相場がドリンク原料相場に左右される傾向が続くものと思われます。

このような中で、茶産地として生き残っていくためには、「安全、安心、安定」を基本としたブランドイメージの確立が重要と考えています。



○「田んぼみらいフォーラム」を開催

～ 都市の温暖化を緩和する水田の働き ～

関東農政局では、平成18年11月30日(木)、都市の温暖化を緩和する水田の働きをテーマに「田んぼみらいフォーラム」を開催しました。

当日、会場のさいたま市の大宮ソニックシティには、関東を中心に一般市民や農業関係者など約480名の参加がありました。

開催にあたり、伊藤健一局長が主催者として挨拶を行い、引き続き、筑波大学生命環境科学研究所の木村富士男教授に「気候緩和のための都市と農村の共存」というテーマで基調講演をしていただき、続いて中央農業総合研究センターの井上君夫専門員から「農業生産活動と多面的機能」、関東農政局農村計画部資源課畠中昭二係長から「春日部周辺の気候を緩和する効果」について事例紹介を行いました。

また、パネルディスカッションに入るまでにアトラクションを行い、春日部市の西金野井獅子舞保存会により「西金野井の獅子舞」が披露されました。

パネルディスカッションでは、埼玉新聞社の野口晴久編集委員室長にコーディネーターを務めていただき、木村教授、井上専門員に加えテレビでも活躍する気象予報士の河合薰さんやNPO法人「オリザネット」の古谷愛子事務局長、NPO法人「水のフォルム」の藤原悌子理事長により田んぼの持つ可能性と都市住民の関わりなどについて語り合っていただきました。

木村氏は、「東京湾の影響が少ない埼玉県は、水田が唯一温暖化を緩和する機能を持つ。宅地化が進むとともに暑くなる」と警告。古谷氏は、「田んぼは生きた教材。米は輸入できても美しい風景はできない。都市こそ田んぼを守るべき」と話されました。藤原氏は、「水田の持つダム機能や癒やしの効果」について強調。井上氏は、「田んぼの近くは夏でも涼しいという感覚を科学的に証明する基準作りの必要性」を話され、また、河合氏は、水田が人と人の結び付きを強める役割があることを指摘し、「田んぼを大切に思う心がイベントではなく、日常になったときに大きな力を發揮する」と話されました。



越谷市立平方小学校5年生が取りまとめた
“役立つ田んぼ”のパネル

また、フォーラムと併行して、会場前のホワイエでは、「農」や「田んぼの活動」に関わるパネル展示も行い、参加者の関心を集めました。

参加者からは、「水田にさまざまな働きがあることなどを考えたこともなかった。」「水田が周辺都市部の気温上昇を緩和するのに役立っていることがよく解った。」「とても勉強になったと同時に日本の底力を見せられた気がした。」などの感想をいただきました。

なお、本フォーラムは、埼玉県との共催、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、関東一都九県水土里ネット協議会及びNHKさいたま放送局の後援で行いました。



ト ピ ツ ク

「花と農産物の清南大地食の祭典」 ～清原南部土地改良区の取組（国営鬼怒中央地区）～

平成18年10月21日(土)、栃木県宇都宮市において清原南部明るいむらづくり推進会議主催の「花と農産物の清南大地食の祭典」が開催されました。今回はその祭典の状況を紹介します。

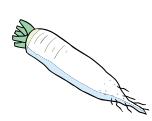
※ 清原南部明るいむらづくり推進会議は、都市近郊地域（栃木県宇都宮市）において、基盤整備事業により整備された生産基盤を活用した農業振興や地域づくり活動を行うため、清原南部土地改良区内に設置された農家組織です。

「花と農産物の清南大地食の祭典」は、活力ある農業農村を築くため、充実した人間味あふれる地域づくりを目指し、花に囲まれたなかでバーベキューを通じて都市と農村との相互の語らいと交流を図り、地域への一層の理解と愛着を深めることを目的に平成11年から、行政の支援無しに農家の自主運営で開催しています。

本年度は、約1,300人以上の来場者があり、青空の下で地元農産物を使用したバーベキューに舌鼓を打ちながら、地元農産物の展示即売会や、収穫したての地元農産物の抽選会、花の摘み取り及びだいこんやさつまいもの無料収穫体験などが行われ、来場者から大変好評を得ていました。



清原南部明るいむらづくり推進会議は、このようなイベントを通じて、都市と農村の絆を深め地域振興に貢献しています。



営農推進ホームページ紹介

① 営農支援HP（関東農政局）

本誌のバックナンバー、過去の表彰概要については、下記ページでご覧になれます。

http://www.kanto.maff.go.jp/keikaku/lets_nougyou/index.html

（関東農政局TOPページ>農村の振興（農村計画部のページ）>営農支援）

② 営農推進インフォメーション（農林水産省）

本省表彰に関する情報、優良経営体事例などが、下記ページでご覧になれます。

<http://www.maff.go.jp/nouson/sigen/einou/index.html>

（農林水産省TOPページ>農村>土地改良事業地区の営農推進情報）



営農支援

関東農政局トップ>農村の振興(農村計画部のページ)>>営農支援

● 表彰事業

平成18年度国営土地改良事業地区営農推進功労者の表彰
平成16年度国営土地改良事業地区営農推進功労者の表彰
平成15年度国営土地改良事業地区営農推進功労者の表彰
平成14年度国営土地改良事業地区営農推進功労者の表彰
平成13年度国営土地改良事業地区営農推進功労者の表彰



● 関東農政局営農支援情報誌「LET'S農業」

[Let's農業 23号\(PDF\)](#)
[Let's農業 22号\(PDF\)](#)
[Let's農業 21号\(PDF\)](#)
[Let's農業 20号\(PDF\)](#)
[Let's農業 19号\(PDF\)](#)
[Let's農業 18号\(PDF\)](#)

The screenshot shows the homepage of the 'Agriculture Promotion Information' website. It features a banner for the '平成18年度国営土地改良事業地区営農推進功労者表彰式' (Award Ceremony for Agricultural Progress in National Agricultural Land Improvement Areas). Below the banner, there is a photo of several men in suits holding certificates. The main content area includes sections like '今月の等身: 牛乳は牛便土地改良事業地区営農推進功労者式典' (This Month's Feature: Milk from Cow Manure Land Improvement Areas), 'エピソードの案内' (Introduction to Episodes), and '各府県情報誌のご紹介' (Introduction to Prefecture Information Magazines). A sidebar on the right lists various links related to agriculture and land improvement.



編集後記

表紙の写真は、平成18年度土地改良事業地区営農推進優良事例表彰地区である「国営霞ヶ浦用水地区」の水封マルチを利用した春はくさい栽培の状況です。

この水封マルチは、日中の太陽の熱を蓄熱して、夜間にトンネル内を保温するために使われています。

また、この水封マルチは収穫前に破かれ、かん水にも活用されています。

編集発行

関東農政局国営土地改良事業地区

営農対策委員会事務局

関東農政局農村計画部資源課

〒330-9722埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館(11F)

TEL 048-740-0515